

(13) 枚方市立桜丘小学校いじめ防止基本方針

○はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがあるものである。

桜丘小学校は、教職員・保護者・地域が一体となって、いじめ問題に取り組み、本校の児童が明るく楽しい学校生活を送ることができるよう、「いじめ防止対策推進法」第13条の規定及び「枚方市いじめ防止基本方針」に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、基本的な方針（以下「桜丘小学校基本方針」という）を策定する。

1. いじめ防止等のための対策の基本的な方針

本校は、桜丘小学校基本方針に基づき、保護者・地域と連携しながら、いじめの問題の根本的な解決に向けての取組を進める。

また、すべての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、いじめの未然防止と早期発見・早期対応を核にした指導を行う。

2. いじめの定義

いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身に苦痛を感じているものをいう。（「いじめ防止対策推進法」第2条）

3. 教職員の姿勢

- ・児童一人ひとりが、自分の居場所を感じられるような学級経営に努め、児童との信頼関係づくりに努める。
- ・わかる授業、一人ひとりの児童が活躍できる活動・行事等を通じて、児童の自尊感情を高める。
- ・児童、教職員の人権感覚を高め、いじめの未然防止に向けた研修や体制を整備する。
- ・いじめの兆候を見逃さないようにアンテナを高く保ち、教職員相互が積極的に児童の情報を交換して情報の共有に努める。
- ・児童の表情や行動の変化に気を配り、いじめが疑われる段階から対応する。
- ・「いじめを決して許さない」という姿勢を様々な場面で児童に伝える。
- ・いじめの問題を一人で抱え込まず、管理職に報告し、組織的に対応する。
- ・保護者や地域の方々からの情報を受け入れる姿勢を大切にする。

4. 校内いじめ・不登校対応委員会

(1) 校内いじめ・不登校対応委員会の設置

本校は、校長、教頭、学年主任、生徒指導担当者、養護教諭、スクールカウンセラーや心の教室相談員等の参加による校内いじめ・不登校対応委員会を設置する。

(2) 校内いじめ防止対策委員会の役割

- ・校内におけるいじめ防止等の取組に関することや、相談内容の把握、児童、保護者へのいじめ防止の啓発を行う。
- ・いじめの相談があった場合には、当該担任等を加え、事実関係の把握、関係児童、保護者への対応等について協議する。なお、いじめに関する情報については、児童の個人情報の取り扱いに十分注意しながら、本校の教職員が共有する。
- ・いじめの問題に関する本校教職員の理解と実践力を高めるための研修を計画的に行う。
- ・本校のいじめ対策についての取組の検証と改善を行う。

(3) 年間計画（予定）

- 4月 いじめ・不登校・問題対応委員会の設置、
第1回委員会（手引き・年間計画の確認）
児童・保護者への相談窓口周知、学級懇談会、
- 5月 家庭訪問、人権支援教育全体会、土曜参観（オンライン）
- 6月 授業参観、いじめアンケート（第1回）、
- 7月 いじめアンケート（第2回）、個人懇談会
第2回委員会（進捗状況の確認）、教職員いじめ防止研修会
- 9月 いじめアンケート（第3回）、授業参観・学級懇談会
- 11月 いじめアンケート（第4回）、第3回委員会（状況報告）
- 12月 授業参観 個人懇談会
- 2月 いじめアンケート（第5回）、第4回委員会（年間取組の検証）
授業参観・学級懇談会
- 3月 人権支援教育全体会（まとめ、来年度計画）

5. いじめの未然防止

いじめの問題においては、未然防止に取り組むことが最も重要であり、年間を通して予防的な取組を計画・実施する。

(1) 思いやりの心を育む教育

- ・授業をはじめ道德教育や学級活動等すべての教育活動を通して、児童一人ひとりに「お互いを思いやり、自分も他人も同じように尊重できる心」を育む。

(2) 豊かな体験を通した心の教育と温かい集団づくり

- ・仲間同士で認め合い支え合う場面を設定し、自分の居場所がある温かい集団づくりに取り組む。
- ・「命の大切さを実感させる体験活動」「問題解決能力を育む自主的活動」「他人を思いやる心を育てる奉仕活動」などの取組を進める。
- ・学級活動や行事、総合的な学習の時間等を通して、人間関係力、コミュニケーション力、社会的スキル等を育てる。

(3) 規範意識を身につけ、自浄力のある児童集団の育成

- ・「いじめをしない、許さない」資質を育むため、すべての教育活動の中で、決まりを守ることの大切さを指導し、規範意識の醸成を図る。
- ・見て見ないふりをすることは「いじめ」をしていることにつながることや、「いじめ」を見たら教職員や友だちに知らせたり、やめさせたりすることの大切さを指導する。その際、知らせることは正しいことであると合わせて指導する。
- ・児童のメディアリテラシーの向上を図り、安全に正しくインターネットや携帯電話を使うことができる力を身につけさせ、いじめの未然防止に努める。

6. いじめの早期発見

いじめは、早期発見をすることが早期解決につながるため、日頃から児童の信頼関係の構築と見守りに努める。

(1) 信頼関係の構築

- ・日常の教育活動全体を通じ、児童が安心して心を開き、相談できる雰囲気と体制づくりに努める。その上で担任を中心にして深い信頼関係を築く。

(2) 児童理解

- ・平素から児童の交遊関係などの生活実態をきめ細かく把握し、一人ひとりの表情の変化や、いじめのサインを見逃さないように注意する。
- ・定期的にアンケートを実施し、いじめの早期発見に向けて積極的に取り組む。

(3) 相談体制の充実

- ・養護教諭や心の教室相談員等と効果的に連携し、児童の悩みを受け止める機会を設定する。

(4) 校外相談機関との連携

- ・家庭児童相談所や枚方市子どものいじめ専用ホットラインなど、校外の相談機関の機能や利用の仕方を保護者に周知する。

7. いじめへの早期対応

いじめの兆候に気づいたときには、問題を軽視することなく早期に事実関係の把握を行い対応する。

(1) いじめの事実関係の把握

- ・いじめられている児童や保護者からの訴えや状況、気持ちを十分に聴き取り、不安を取り除き、共感的に受け止める。その際、最後まで守り抜くことを伝える。
- ・関係児童双方、周囲の児童から個々の事情を聴き取り、関係教職員で情報共有し、組織的に対応する。

(2) いじめの指導

- ・いじめた児童には、自らの言動が相手を傷つけたことや、いじめられる側の気持ちに気づかせる。
- ・関係児童の問題にとどめず、関係児童のプライバシーに十分注意した上で、学級及び学年、学校の問題としてとらえ、再発防止を含め、いじめ解消を目指した取組を進める。
- ・児童、保護者には適時、適切な方法で経過や今後の指導方針、相談体制等を伝える。

- ・指導後も継続的に、関係児童と保護者に対しての支援を行う。
- ・状況に応じて教育委員会事務局、警察署、家庭児童相談所等の関係機関と連携して解決にあたる。

8. 特別な支援を必要とする児童への配慮

支援学級に在籍する児童、もしくは、通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする児童に対するいじめの未然防止・早期発見・早期対応に特に配慮する。

また、いじめを許さない心を育てるため、個々の児童を尊重する教育を推進するとともに、支援学級と通常の学級との交流及び共同学習を積極的に進める。

9. インターネットやソーシャルメディア利用によるいじめへの対応

(1) 未然防止

- ・インターネットやソーシャルメディアの特殊性による危険性やトラブルについて最新の情報を把握し、情報モラル教育を実施するとともに、児童、保護者、地域への啓発を努める。
- ・パソコンや携帯電話、スマートフォン等の使用に関するマナーや家庭でのルールづくりについて保護者に協力を依頼する。

(2) 早期対応

- ・インターネットやソーシャルメディア利用によるいじめを認知した場合は、書き込みや画像の削除等の迅速な対応を図るとともに、状況によっては警察や法務局等の関係機関と連携して対応する。

10. 保護者・地域との連携

- ・PTA、校区コミュニティ等、保護者や地域と連携し、朝のあいさつ運動、登下校の見守り活動、いじめ防止キャンペーン等に取り組み、児童の様子を積極的に見守る。
- ・PTAや地域の会合等で、学校のいじめ問題への取組について情報を発信する。
- ・児童、保護者、地域が一緒に参加する会議などを開催し、地域ぐるみでいじめの問題に取り組む。

11. 関係機関との連携

学校の指導だけで十分な効果を上げることが困難な場合などには、関係機関（警察、少年サポートセンター、家庭児童相談所、医療機関、法務局等）との適切な連携が必要であり、平素から、関係機関と連携する体制を構築する。

12. 重大事態への対処

(1) 重大事態の報告と調査

- ・生命、心身に重大な被害が生じた場合や、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合など、重大事態が発生した場合は、事実関係を速やかに把握し、直ちに教育委員会事務局に報告する。
- ・教育委員会事務局の指示のもと、第三者からなる組織を設け調査する。

(2) 調査結果の報告

- ・重大事態が発生したことを真摯に受け止め、事実関係を把握し、調査委員会に速やかに報告する。
- ・いじめを受けた児童やその保護者に対して説明責任があることを踏まえ、調査により明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童やその保護者に対して適時、適切な方法で説明する。

13. その他

本校は、校内いじめ防止対策委員会によって、適宜「桜丘小学校基本方針」を見直し、必要があると認められるときには改訂する。

＜いじめ・不登校を認知した時の学校対応＞

(1) 正確な情報収集

児童本人、関係児童、保護者、クラスの児童、学級担任、専科教員、学年教員、委員会・クラブ担当、地域の方などから話を聴く。

(2) いじめ・不登校対応委員会を開催

- 情報の整理・分析
- 対応方針・対応策の決定
- 支援体制の確立
- 関係機関との連携
 - ・いじめ・不登校を認知したときの対応策の協議
 - ・相談活動の計画と実施
 - ・未然防止に向けての具体的な指示
 - ・教職員研修の計画・実施
 - ・関係機関との連絡調整
 - ・学校全体または家庭環境の状況把握
 - ・いじめ防止の授業やアンケートの実施
 - ・幼稚園・保育所・中学校との連携

(3) 全教職員で早期解決（報告・連絡・相談の徹底）

- 全教職員がチームになって対応する。
- 一人の目でなく、複数の目で対応する。状況に応じて組織・対応を変化させる。
- 多様な関わりを考慮しながら支援体制を要請する。

＜関係者への支援＞

- 関係児童・保護者（指導・協力依頼、サポート）
- 児童本人・保護者（心のケア・サポート）
- 学級・学年（学級づくり、人間関係の改善）